

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第6号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休憩時間)</p> <p>第3条の2 <u>条例第6条第2項の規定に基づき、任命権者が一斉に休憩時間を与えないことができる職員は、人事委員会が別に定める公署に勤務する職員とする。</u></p> <p>2 任命権者は、条例第6条第2項の規定に基づき、休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、<u>人事委員会と協議して</u>、休憩時間を一斉に与えないこととする職員の範囲及び当該職員に対する休憩時間の与え方について定めなければならない。</p> <p>第4条の5 第4条の3から第4条の4の3まで（第4条の4第1項第3号から第5号まで並びに第4条の4の3第1項第3号から第5号まで並びに同条第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、要介護者（条例第7条の2第4項に規定する要介護者をい</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第3条の2 <u>任命権者は、次の各号のいずれかに該当する公署に勤務する職員については、休憩時間を一斉に与えないことができる。</u></p> <p>(1) <u>交替制によって勤務させる公署</u></p> <p>(2) <u>危険防止のため必要があると認められる公署</u></p> <p>(3) <u>同一公署内において勤務場所を異にする職員がいる公署で、公務の運営のため必要があると認められるもの</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、公務の運営上の事情により任命権者が必要と認める公署で、休憩時間を一斉に与えないことにより休憩時間の自由な利用が妨げられず、かつ、勤務の負担を過重なものとしないと認められるもの</u></p> <p>2 任命権者は、条例第6条第2項の規定に基づき、休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、<u>あらかじめ</u>、休憩時間を一斉に与えないこととする職員の範囲及び当該職員に対する休憩時間の与え方について定めなければならない。</p> <p>第4条の5 第4条の3から第4条の4の3まで（第4条の4第1項第3号から第5号まで並びに第4条の4の3第1項第3号から第5号まで並びに同条第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、要介護者（条例第7条の2第4項に規定する要介護者をい</p>

改正前	改正後				
<p>う。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第4条の3第1項中「条例第7条の2第1項」とあるのは「条例第7条の2第4項」と、第4条の4第1項第1号及び第4条の4の3第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第4条の4第1項第2号及び第4条の4の3第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第4条の4の2第1項中「条例第7条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第7条の2第5項」と、<u>「請求を行わなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。」</u>とあるのは「<u>請求を行わなければならない。</u>」と、条例第4条の4の2第2項及び第3項中「条例第7条の2第2項又は第3項に規定する措置」とあるのは「条例第7条の2第5項に規定する措置」と、第4条の4の3第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>様式第4号(第4条の4の2関係)</p> <p style="text-align: center;">時間外勤務制限請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 90%; padding: 5px;"> <p>次のとおり { 養育 介護 } のため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 { 第7条の2第2項 第7条の2第3項 第7条の2第5項 } に基づく時間外勤務の制限を請求します。</p> </td> </tr> </table>	略	<p>次のとおり { 養育 介護 } のため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 { 第7条の2第2項 第7条の2第3項 第7条の2第5項 } に基づく時間外勤務の制限を請求します。</p>	<p>う。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第4条の3第1項中「条例第7条の2第1項」とあるのは「条例第7条の2第4項」と、第4条の4第1項第1号及び第4条の4の3第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第4条の4第1項第2号及び第4条の4の3第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第4条の4の2第1項中「条例第7条の2第2項又は第3項」とあるのは「<u>条例第7条の2第5項又は第6項</u>」と、「<u>同条第2項</u>」とあるのは「<u>同条第5項</u>」と、「<u>同条第3項</u>」とあるのは「<u>同条第6項</u>」と、第4条の4の2第2項及び第3項中「条例第7条の2第2項又は第3項に規定する措置」とあるのは「<u>条例第7条の2第5項又は第6項に規定する措置</u>」と、第4条の4の3第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>様式第4号(第4条の4の2関係)</p> <p style="text-align: center;">時間外勤務制限請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 90%; padding: 5px;"> <p>次のとおり { 養育 介護 } のため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 { 第7条の2第2項 第7条の2第3項 第7条の2第5項 第7条の2第6項 } に基づく時間外勤務の制限を請求します。</p> </td> </tr> </table>	略	<p>次のとおり { 養育 介護 } のため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 { 第7条の2第2項 第7条の2第3項 第7条の2第5項 第7条の2第6項 } に基づく時間外勤務の制限を請求します。</p>
略	<p>次のとおり { 養育 介護 } のため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 { 第7条の2第2項 第7条の2第3項 第7条の2第5項 } に基づく時間外勤務の制限を請求します。</p>				
略	<p>次のとおり { 養育 介護 } のため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 { 第7条の2第2項 第7条の2第3項 第7条の2第5項 第7条の2第6項 } に基づく時間外勤務の制限を請求します。</p>				

改正前	改正後
略	略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 3 条の 2 の規定により休憩時間を一斉に与えないこととする職員の休憩時間については、なお従前の例による。